

第四十一号議案

東京都震災対策条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都震災対策条例の一部を改正する条例

東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）の一部を次のように改正する。
第二十二条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。